

むつ市道路・水辺のサポーター制度実施要綱

平成26年 7月31日

むつ市告示第90号

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する道路及び河川等（以下「道路等」という。）において、地域住民、企業等の団体が行う市民協働の愛護活動を支援することで、ボランティア活動の促進、愛護意識の高揚並びに環境の整備及び保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「むつ市道路・水辺のサポーター」とは、市長の認定を受け、市との協定に基づきボランティアで自発的に道路等の一定区間の美化・清掃等を行う団体をいう。

(活動内容等)

第3条 むつ市道路・水辺のサポーター制度によるボランティア活動（以下「活動」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路等の美化・清掃に関すること。
- (2) 道路等に対する愛護心の啓発に関すること。

2 活動は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 延長がおおむね200メートルから500メートルまでの道路等で行うこと。
- (2) 原則として10人以上で行うこと。
- (3) 年1回以上行うこと。

(公募)

第4条 むつ市道路・水辺のサポーターの認定は、公募により行うものとする。

2 むつ市道路・水辺のサポーターとしての認定を希望する団体（以下「希望団体」という。）は、むつ市道路・水辺のサポーター申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、活動計画等について希望団体と協議するものとする。

4 前項の協議により、その活動計画等が前条の規定を満たすものであると市長が認めるときは、希望団体をむつ市道路・水辺のサポーター（以下「サポーター」

という。)として認定し、むつ市道路・水辺のサポーター認定証(様式第2号)を交付するものとする。

- 5 サポーターは、その代表者が変更となる場合には、新たな代表者の氏名、住所及び連絡先を市長に届け出るものとする。

(協定の締結等)

第5条 サポーターは、前条の認定を受けた後、速やかに当該認定を受けた日が属する年度及びその翌年度のむつ市道路・水辺のサポーター年間活動計画書(様式第3号。以下「年間計画書」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、年間計画書の提出があったときは、速やかにむつ市道路・水辺のサポーターに関する協定書(別記。以下「協定書」という。)を取り交わすものとする。

- 3 協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、原則として、協定書を取り交わした日が属する年度の翌年度の末日までとする。

- 4 市長は、サポーターが協定書の内容を履行しないとき、又は協定内容を逸脱したときは、協定内容に基づく活動を行うよう指導及び助言することができる。

(協定期間の延長)

第6条 サポーターは、協定期間の満了後も継続してむつ市道路・水辺のサポーター制度への参加を希望するときは、当該協定期間が満了する日の1月前までに満了後の年間計画書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による年間計画書の提出があった場合において、市長が協定期間を更新することが適当であると認めるときは、協定期間を1年間延長するものとする。

- 3 前項の規定は、同項の規定により延長された協定期間を延長する場合に準用する。

(認定の取消し及び失効)

第7条 市長は、サポーターの活動が第3条第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき、又はサポーターとしてふさわしくない活動又は行為があったと認めるときは、当該サポーターの認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定によりサポーターとしての認定を取り消したときは、その旨をサポーターに通知するものとする。

- 3 サポーターとしての認定は、協定期間が満了したとき、又はサポーターが年間計画書を提出しなかったときは、その効力を失う。

4 市長は、前項の規定により当該認定の効力が失われたときは、その旨をサポート者に通知するものとする。

(活動の連絡及び報告)

第8条 サポーターは、活動を行う前に、むつ市道路・水辺のサポーター活動連絡票(様式第4号)及び参加者名簿(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 サポーターは、活動を行った後に、むつ市道路・水辺のサポーター実施報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(支援)

第9条 市長は、サポーターに対して予算の範囲内で次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 必要な物品の提供

(2) 集積されたゴミの処理

(3) 市民総合賠償補償保険による活動中の事故等に対する補償

(安全対策)

第10条 サポーターは、活動を行う際は、安全対策及び事故防止対策を十分に講ずるものとする。

2 未成年者が活動に参加するときは、成年の監督者が参加しなければならない。

3 サポーターは、活動中に事故が発生したときは、むつ市道路・水辺のサポーター一事故報告書(様式第7号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(情報の提供)

第11条 市は、サポーターが円滑に活動を行うため、道路等に係る工事等の必要な情報をサポーターに提供するものとする。

(市民への広報)

第12条 市は、サポーターの活動状況を市のホームページに掲載する等、市民への広報に努めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。